

2023/7/25

宛先： 宛先： 辻恭子・俊雄代理人 弁護士 谷 直樹 様
写し： 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 様

件名： 西山キミ卫母の葬儀について

道後湯之町 西山 紀男

この度、7月23日午後10時、キミ卫母は、かいごの花みずきで死亡しました。
午後10:10、かいごの花みずき社長、清川氏、からの電話連絡を受けて、直ちに平安社・長崎斎場に連絡、遺体を平安社に安置していただきました。
翌24日、横浜に居住の次男、円、が喪主代行を務め、葬儀を挙行することと致しました。
円夫婦と平安社・吉田係長との打ち合わせの結果、葬儀の日取りが決まりました。

7月26日 11:00 平安社と詳細打ち合わせ

7月27日 9:00 平安社長崎斎場で 西山家葬儀

昨日24日10:55、義弟 辻俊雄の携帯に電話をして、次を伝えた。

1. 7月27日 9:00 平安社長崎斎場でキミ卫母の葬儀を行なう。

2. 恭子が葬儀に列席したいのであれば、詫び状を提出すること。

2. の件を伝えたところ、義弟、俊雄は急に激昂し、私に向かって「偉そうな口を利くな」とわめき出しました。

このことは、2020年8月26日付の辻恭子代理人谷弁護士を通じて、恭子が喪主を務めたい、との文書以来の度重なる暴言であり、その都度、西山家の喪主は紀男であることを民法の条文を引用して反証してきました。

2022年4月27日付の辻恭子代理人谷弁護士宛の文書「西山キミ卫葬儀について、キミ卫孫の辻朱美夫妻にお知らせします」Page 3 以下を参照ください。

「喪主について」

Page 3：3月4日付、喪主についての書面に対して未だ返事がありません、詫び状もありません。

Page 4：紀男は、民法により、他家へ行った恭子ではなく、自身が喪主を務め、キミ卫母の葬儀を挙行します。 どうするのか？ 至急に返事（詫び状）をください。

詫び状が来なければ、辻一族の入場を排除して、葬儀を実施します。

上記の如く、恭子の暴言は民法に違反した主張であり、更に西山家に対する内政干渉に該当します。

谷弁護士に至急お願いいたします。

24日10:55～ 義弟、辻俊雄に伝えた事項の2. の諾否を確認ください。

参列を希望の場合は、詫び状を葬儀の前日、7月26日 午後5時までに紀男宛メール送信くださいますようお願いいたします。

詫び状（案）： 「紀男兄、 喪主をしたいと騒ぎ立てた件についてはとりさげます、お詫びいたします。 辻恭子」

追加：

美年子記始め、

西山の法事、仏事は西山紀男から西山円に世代交代しています。

2014年西山家先祖累代の墓を諫早から横浜へ改装して以来です。

納骨式、四十九日、初盆供養、三回忌法要、春秋の彼岸参り、長延寺とのお付き合いなど。キミ卫母葬儀に当たって、喪主代行として平安社との打合せなど 円・敬子で行っています。

義妹 恭子は辻家の人です。西山の弔事に介入することなく、静かに客人として香典をお持ちくださり、是非、列席の程お願いいたします。

何か、葬儀について不備のことがありましたら、早めに西山敬子に電話でお知らせください。

敬子の携帯： 090-5799-7676

美年子記終り、

以上、

添付：2022/4/27 西山キミ卫葬儀について、キミ卫孫の辻朱美夫妻にお知らせします.pdf